

代金受取先指定取扱約款

第1条（目的）

この約款は、ヘッジファンド証券株式会社（以下「当社」という。）がお客様（以下「申込者」という。）に支払うこととなった金銭を申込者があらかじめ指定する代金受取口座に振込む方式の取扱いを定めたものです。

第2条（申込方法）

申込者は、当社の総合取引口座のお申込時に、当社所定の方法により申込むものとし、かつ当社が承認した場合に当方式を利用できるものとします。

第3条（口座名義）

申込者があらかじめ指定した代金受取口座は、当社における申込者の総合取引口座の名義人と同一人に限らせていただきます。

第4条（代金受取金融機関口座の変更）

代金受取口座を変更されるときは、当社の定める方法により届け出ていただきます。

2 前項の取扱いは、第2条及び第3条に準じて行うものとします。

第5条（事務取扱手数料）

申込者の代金受取口座への振込みにあたり、当社が定めるところに基づき、申込者に所定の事務取扱手数料をご負担いただくことがあります。

第6条（免責事項）

当社は、申込者からの指示に係る代金受取口座への振込手続実行をもって免責されるものとし、当該振込実行後の当該売却代金等に関しては何らの責任を負わないものとします。